

人材紹介コンサルティング委嘱契約書

(以下甲という) と、株式会社ハローネット (以下乙という) とは、甲の人材採用に関し、下記の通りコンサルタント業務を委嘱し、契約します。

第1条 (委嘱事項)

甲は乙に対し、甲が必要とする中途採用者の探索、初期選考、紹介、および入社促進の動機付けなどコンサルティング業務を委嘱する。

第2条 (報酬)

第1条に定める委嘱事項に基いて、乙が甲に紹介した人材 (以下丙という) を甲が採用した場合の報酬は、初年度年俸の30%とする。消費税は別途付加するものとする。

ここでいう年俸とは、丙が入社に際して取り決められた理論年収とする。

第3条 (コンサルティング料の確定)

第2条における報酬金額は甲と丙との雇用契約が成立した時点でオファーレターを通して金額を確定する。

第4条 (支払いの時期および方法)

甲は当該本人が入社した月の翌月末日迄に銀行振込みにより報酬を支払う。丙が複数の場合は、確認書に従い個別にコンサルティング料を振り込むものとする。

第5条 (返済義務)

乙が甲に紹介した丙が、本人の責による解雇または自己都合により退職した時、乙は第2条に定められた金額を次の基準で甲に返済するものとする。

入社後1ヶ月未満の場合 80%

入社後3ヶ月未満の場合 50%

第6条 (機密の保持)

甲乙双方共に、本業務により知り得た営業上、開発上、人事上およびその他の情報を機密とし、いかなる場合にも第三者に開示もしくは提供しないものとする。

本条は本契約の終了または解約後といえども有効とする。

第7条 (有効期間)

本契約の有効期間は契約日から1年間とし、有効期間の1ヶ月前までに甲または乙から、変更もしくは解約について文書による意思表示のない場合には契約を以後自動延長するものとする。

第8条 (随時協議)

本契約書に記載のない事項については、甲乙双方が誠意をもってその都度協議して決定するものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成し、捺印の上、甲乙双方が各一通保有するものとする。

平成 29 年 8 月 28 日

甲：

乙：東京都千代田区二番町5番地5

番町フィズビル1階

株式会社ハローネット

代表取締役 長島 秀行